

令和5年度 岡山県青少年問題協議会議事概要

日時: 令和5年8月22日(火)13:00~14:30

場所: 岡山県庁3階大会議室

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事

(1) 第3次岡山県子ども・若者育成支援計画数値目標の進捗状況について

(2) 令和5年度岡山県子ども・若者育成支援施策について

(3) その他

<意見・質疑>

委員:

- ・ こども基本法に基づくこども計画は、子ども・若者計画や子どもの貧困対策計画と一体のものとして作成することができるかとされているが、県の計画は今後どうするのか。
- ・ 障害児のインクルーシブ教育について、国連から分離教育をやめ合理的な配慮や個別的な支援を行うよう勧告を受けているが、県としてはどう対応するのか。
- ・ 育児休業取得率については、国の調査では、企業などで働く男性の取得率は17%程度になっているが、取得期間は2週間程度となっている。単に、取得率を達成するのではなく、中身を見ていくことが必要と考えるがどうか。
- ・ デジタル性暴力が大きな問題となっている。刑法が改正され、罰則も設けられたが、このような状況を踏まえて、施策を見直ししてほしい。

子ども家庭課:

- ・ 県の計画は、少子化社会対策や子どもの貧困対策の計画と、子ども・若者計画に分かれている。本年4月に施行されたこども基本法では、国が策定している「少子化社会対策大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化することとされていることから、こども大綱が示されていないため、はっきりとは言えないが、県の計画も統合を検討する必要があると考えている。

特別支援教育課:

- ・ 合理的配慮については、障害のある児童生徒の学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校があり、通常の学級にも障害のある児童生徒がいることか

ら、特別支援学級や特別支援学校だけでなく、通常の学級の指導者も、特別支援教育の観点を持ってしっかり指導することができるよう進めている。今年は特に、高等学校を対象に合理的配慮充実事業を立ち上げ、指定校にアドバイザーを派遣し、合理的配慮を行う体制を整える研究を進めており、この研究の成果を普及することで取組を進めてまいりたい。

人権・男女共同参画課：

- ・男性の育児休業の取得について、「取るだけ育休」にならないように、今後とも、育休の取得内容も含めて取得促進に努めたい。

子ども未来課：

- ・「取るだけ育休」にならないように、男性を対象とした育休取得講座を来週開催予定で、山陽新聞の紙面に広告している。中身も日数も伴うような育休となるよう、県民の方にも啓発していきたい。

委員：

- ・育休だけでなく、産後パパ育休制度も就業規則に制度化しないと、一般の事業所では取得しにくい。

くらし安全安心課：

- ・先般の刑法改正で、強制わいせつ罪等の罪名が不同意わいせつ罪や不同意性交等罪という罪名に変わった。また、男性や特に子ども・若者が被害者となる場合もあることも踏まえて、8月、9月の「こども・若者の性被害防止のための緊急啓発期間」でPRを行っている。被害にあってもなかなか相談できない、電話もハードルが高いということで、国が運営しているSNS相談や、県の24時間対応の電話相談について周知を図り、一人で悩まない、誰かに相談するということがホームページ等で紹介しており、教育現場や大学とも連携して周知を図り、加害者にも被害者にもならないための取組を続けていきたい。

委員：

- ・ボーイスカウトでは、発達障害への対応について20年ほど取り組んでおり、大学の先生を招いて勉強会も行っているが、「青少年健全育成に向けた講師派遣事業」について教えてほしい。

子ども家庭課：

- ・この事業は、原則、保護者または地域住民を主たる受講者とする講演会等で、受講者数が概ね20名以上、講演時間が概ね45分以上2時間以内のものを対象とし、子育て・家庭教育、インターネット・携帯電話、性教育・デートDV、少年非行などの分野の専門家を希望のテーマに応じて派遣している。発達障害のある子どもの子育てといった内容も含まれている。

委員：

- ・目標値を達成しているものもあるが、質の問題を確認したい。子ども食堂などの居場所活動

の数字がずいぶんと増えているが、増加の要因や効果の検証について教えてほしい。

- ・子どもたちへの支援を担っている支援者の問題だが、青少年総合相談センターの相談員を含めて、相談員の雇用条件や専門性の担保が課題になっていると思う。全国的な問題だが、会計年度任用職員として単年度雇用だと専門性が積み重ねにくいし、若い人が専門職として頑張れるような雇用体制が必要ではないか。
- ・おかやま子育て応援宣言企業のアドバンス企業認定数について、認定の基準と認定企業の従業員の方の感想を教えてほしい。

子ども家庭課：

- ・「新たに開設された子どもの居場所の数」については、子どもの居場所について国のはっきりした定義がないため、市町村が考える子どもの居場所を調査している。子どもの困難な状況を認識されている地域の方が自分にも出来ることはないかということで、子どもの居場所の開設が増えているようだ。検証としては、子どもの居場所として開設しているが、対象者を特に限定せず、大人やお年寄りの方も参加される居場所が多いと聞いており、地域の交流の場としての役割も果たしているようだ。
- ・青少年総合相談センターの相談員は会計年度任用職員であり、青少年の相談業務の経験者を採用しており、教員免許や心理士の資格を持っている者も多い。毎月1回、研修会を開催するなどにより、専門性を高めている。

子ども未来課：

- ・おかやま子育て応援宣言企業とは、子育てにやさしい企業を紹介する制度で、子育てと仕事を両立できる取組の実施を宣言した企業を岡山県のホームページに掲載して紹介している。アドバンス企業は、実際の取組を県が認定する制度であり、要件としては、まず労働基準法における時間外労働の上限規制が守られていること、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定していること、仕事と家庭の両立支援として育児休業取得率や時差出勤制度等の子育てにやさしい制度をいくつか設けていることで、この要件で認定した企業が105社である。
- ・従業員の声までは把握していないが、アドバンス企業に認定されたことで、人材確保の面で有利になっているようだ。学生は、休暇や子育て支援制度に関心があり、これらが企業を選択する上での一つの指標となっていると聞いている。

委員：

- ・数値目標の達成を目指すと同時に、質の確保についても効果検証しながら進めてほしい。
- ・専門性の高い人を確保する上で雇用条件が重要であることは、どの業界でも同じだと思う。厳しい財政状況とは思いますが、こうしたことも考慮してほしい。

委員：

- ・年度末になると、小・中・高校のスクールカウンセラーから、進学するので支援を引き継いでほしいと相談されるケースが多い。単年度の雇用ではなく、5年、10年支援を続けることができる方を配置できれば、子どもや保護者が楽になるのではないかと。
- ・子どもの居場所は、開設の日数や時間が様々である。それが良いとか悪いとかではないが、補助金等については、年間を通じて開設していたり、結果を出しているところに手厚くしてほしい。

委員：

- ・「子どもの居場所づくり支援事業」は、立ち上げ経費を補助するとのことだが、どのくらい活用されているのか。また、新たに開設されたエリアについて、岡山市や倉敷市とった都市部と中山間、離島、過疎地域では環境要因が異なるため、状況も異なっていると想像するが、過疎地域も増加傾向にあるのか。
- ・市町村子ども・若者支援地域協議会については、設置市町村は4で変わらないが、地域ごとに環境要因が異なる以上、地域にあったやり方で支援していく必要があると思う。過疎地域と都市部の地域格差についてどのような認識を持っているのか、また、協議会の設置促進の具体的な方策を教えてください。

子ども家庭課：

- ・子どもの居場所の立ち上げ経費としては、一件あたり30万円を上限に補助している。岡山市の居場所は対象外だが、岡山市でも同様の補助を行っていると聞いている。補助内容としては、光熱水費は対象外で、立ち上げ時の家電製品や家具の購入費用が対象となっている。昨年度の補助件数は7件で、県北にも補助しているが、備前市が少し多くなっている。子どもの居場所の数は、定義がはっきりしていないこともあり、市町村ごとにばらつきがあるが、圧倒的に県南が多いという状況になっている。
- ・市町村子ども・若者支援地域協議会は、岡山市、玉野市、津山市、勝央町が設置されており、県南と県北にそれぞれ2か所となっている。設置の働きかけとしては、県の協議会と未設置の市町村とが合同でケース会議を行う、既に設置している市町との情報交換の場を設けるなどを考えていきたい。

委員：

- ・「“ひとりで悩まないで”性犯罪・性暴力被害者支援事業」については、ボランティアで犯罪被害者支援に携わっていたことがあるが、性犯罪の被害が増えていて、相談が増えてきている。塾の先生からの被害なども問題になっているが、子どもに関わる人たち全員が性被害、性犯罪について考える状況になるように取り組んでほしい。

- ・「県民総ぐるみ！子どもの健全育成キャンペーン」については、ずいぶん前からの取組だと思う。地域的なものかもしれないが、小・中学校の子どもたちは自転車マナーが良いが、高校生になるとヘルメットをかぶらないし、大学生は傘さし運転やスマホを見ながら運転している。大人にも社会的なマナー・ルール違反が見られるということを、企業や学校でも重点を置いて話をしてほしい。

くらし安全安心課：

- ・性犯罪の子ども・若者からの相談件数は、年を追うごとに倍という感じで増えている。日本版DBS（教育、保育施設等や子どもが活動する場等において働く際に、性犯罪歴等についての証明を求める仕組み）については、対象が教師や児童福祉施設に勤める者だけで、塾や家庭教師などは対象外とするような原案が出ており、それをこれから検討すると聞いており、国の動きをよく見ていきたい。
- ・全般的な交通安全マナーの向上については、県の交通安全担当として、企業の安全運転管理者や学校の安全担当に対し、ヘルメット着用や交通ルール遵守の呼びかけを行っている。

保健体育課

- ・学校安全を所管しており、くらし安全安心課と連携を取りながら、高校生のヘルメット着用についても取り組んでいる。また、並進や右側通行など交通ルールを守っていない状況もあり、自分の命は自分で守るという観点から、高校生が自発的に交通ルールをきちんと守り、交通マナーも向上するよう取り組んでいる。

委員：

- ・私も大学に所属しているので、大学生の自転車マナーの問題はよく認識している。自転車の交通マナーは全国的な取り締まりが必要と思うが、そもそも交通ルールをよく認識できていないと思う。大学生を含め、様々な機会に取り組んでほしい。

委員：

- ・LGBTについて先般法律が施行された。ボーイスカウトでは、テントでの宿泊は男女に分かれて寝るという運用をしているが、それが通用しなくなるのではと危惧している。このことについて何か取組をしているか教えてほしい。

人権・男女共同参画課

- ・今年6月に法律が施行され、今後、国が基本計画や指針を示す予定であり、県としては、基本計画等の策定を待っている状況である。

委員：

- ・この問題は、今後、多方面から考えなくてはいけない、早急に対応すべき課題である。

委員：

- ・ 権利意識の問題だが、性犯罪についても、被害を受けた子ども自身が被害と認識できない状況もあり、実は子どもたち自身が子どもの権利について学べていないと思っている。主権者教育も含めて、権利に関する基本的な学びの場がどう保障されているか、学校だけでそれを教えることは難しいと思うが、どう展開していったら良いか、基本にある権利をどう学ぶかについて考えがあれば教えてほしい。

高校教育課：

- ・ 基本的な権利を学ぶことについては、例えば、高校では公民や家庭科の時間を中心に勉強している。多様性をどのように理解していくかがポイントであり、総合的な探究の時間や特別活動といった教科横断的な学びにおいて、多様性や権利について自主的に学びを深めている高校生も増えている。教科横断的に、発達段階に応じて子どもたちの自主性の部分も大切にしながら、育成していきたいと考えている。

委員：

- ・ 大学生の2人に1人が日本学生支援機構の奨学金を借りているが、奨学金の返済が重荷になっている。例えば、5年働けば奨学金の一部を支払うという制度を持つ企業や保育所があるが、返せない人も増えている奨学金について、次の検討課題として考えてほしい。

委員：

- ・ ひとり親家庭の存在とそれに伴うヤングケアラーが増えている。岡山県も実際にそういう状況があるため、対応を考えてほしい。

委員：

- ・ 次に向けての課題も出していただいた。委員からの意見を参考に、今後の青少年に関する施策を推進してほしい。

(以上)